

「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に沿って新法・仮称「障害者総合福祉法」が創設されることを求める意見書

障がい者制度改革は、障害者権利条約の批准を目指して関連法の国内整備を2014年までに行うことが閣議決定されている。来年の通常国会に予定されている障害者総合福祉法案（仮称）については、障がい者制度改革推進会議のもとにある総合福祉部会で18回の部会、180時間を超える話し合いが行われてきた。自立支援法の成立過程や、社会保障の財源論の考え方などでは意見の違う人たちが、提言をまとめた。「提言」は、必ずしもすべての障がい者の要求と一致しているわけではない。しかし、当事者の総意として120ページにわたりまとめられたものであり、新たに創設される障害者総合福祉法がこの提言に沿って創設されることを望み、以下、提言の中身である2つの指針と6つの目指すものの実現を強く求める。

よって、本市議会は、政府に対し、国際水準から見ても恥ずかしくない障がい者施策の充実・発展を目指し、下記の事項を要望する。

記

- 1 「障害者権利条約」と国と障害者自立支援法訴訟原告らによる「基本合意文書」の2つの指針を基本に実現を目指すこと。
- 2 障がいはだれにでも起こり得るという前提で、障がいがあっても市民として尊重され、社会参加するには平等性と公平性の確保が何よりの条件となることを総合福祉法で裏打ちし、障がいのある人にもない人にも新たな社会の到来を実感できるものとする。
- 3 すべての障がい者を障がいの種類に関係なく障がい者福祉施策の対象とし、学齢期での学校生活と放課後、卒業後と就労などの制度間で発生する空白の解消を図ること。
- 4 どこに住んでいても一定の水準の支援が受けられ、障がい種別間の市町村間のサービスの格差をなくすこと。
- 5 精神障がい者の社会的入院や長期施設入所を解消し、家族依存されている介助を解決すること。
- 6 一人一人様でない個別ニーズを尊重した支援決定システムを開発し、支援決定に本人の希望や意思が表明できるシステムにすること。
- 7 財源確保には、国民からの共感を得ながら、当面の目標としてOECD諸国の平均並みの障がい福祉予算を確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝